

給 与 規 程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人佐久産業支援センター（以下「本センター」という。）の就業規程第6章第28条に基づき、職員の給与について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は本センターの職員に適用する。

(支給額の種類)

第3条 職員の給与は別表（1）・（2）に基づき次に掲げる区分により支給する。

- （1）基本給（基本時給）
- （2）通勤手当
- （3）時間外・休日勤務手当

(支給額の決定)

第4条 職員の基本給は、その職務の複雑さ、難易度、責任の度合いを考慮して、別表（1）・（2）により代表理事が決定する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、職員の住居より勤務地までの距離が1kmを超える場合に支給する。

- 2 通勤手当は、所要時間および金額などを総合的に勘案して、最も合理的な通常の経路であると本センターが認めた区間について、原則として定期代実費を支給する。但し、本センターが認めたマイカー通勤の場合、通勤経路の届出に基づいて、別途「雇用契約書」記載の金額を支給する。

(時間外)

第6条 正規の時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しては、その超過勤務の時間1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た金額を、時間外勤務手当として支給する。

但し、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、土曜日に勤務し、他の週に休みを変更した結果、1週間の勤務時間が40時間を超えた場合、その超えた時間について勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

3 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員の、その超過勤務時間の合計が1ヶ月において60時間を超えた場合、その60時間を超えて勤務した時間に対し、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には100分の175）

(2) 第2項に定める勤務の時間 100分の50

4 前各号に定める勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額を次の計算により算出した額とする。

$$\text{時給} = \text{給料月額} \div \underline{140\text{h}} \text{（年間稼働日数 } \underline{240\text{日}} \times \underline{7.0\text{h}} \div 12\text{ヶ月）}$$

（休日勤務手当）

第7条 就業規則第13条第1項から第2項に定める休日に勤務することを命ぜられた職員に支給する。

2 休日出勤の額は、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には100分の160）を乗じて得た額とする。ただし、前条第3項に掲げる場合（日曜日を除く）は、前条第3項第1号のとおりとする。

3 会社が休日の勤務に替えて、職員に他の日の勤務を免除した場合には、休日出勤手当は支給しない。

（支給日）

第8条 給料は、月の1日から末日までの期間につき、翌月10日に支給する。但し、支給日が本センターの休日に当たる場合はその前日とする。

2 第1項の規程にかかわらず、災害、その他の事由により給与の支払いが著しく困難な時は、支払日を一時変更することができる。

（支給方法）

第9条 給与は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

2 法令および法令の規定に基づく協約、または協定により控除するものがある時は、給与から控除して支給する。

（退職者の給与）

第10条 就業規程第32条による退職の場合の給与は支給しない。

（端数計算）

第11条 この規程による給与の計算において、円位未満の端数を生じるときは、その端数が50銭未満の時は切捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げる。

(改 廢)

第 12 条 この規程の改廢は、理事会の決議を経て行う。

(施 行 日)

第 13 条 この規程は、平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

(付 則)

第 14 条 この規程の一部を改訂し、令和 6 年 3 月 2 2 日より実施する。

別表 基本給 (第 3 条関係)

※別表については、職員 (常勤 正) の基本給の水準幅についてのみ、次の通り公表する。

職員・コーディネーター (常勤 正)	月額 180,000 円～240,000 円
事務職員 (常勤 正)	月額 140,000 円～193,200 円